

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認定区分に従って、居住市町村が認定（区分、事由、保育必要量）を行う事を支給認定と言います。

施設型給付費・地域型保育給付費等の支給は、個人給付ではなく利用施設・事業者が施設型給付費等を受領（法定代理受領）する制度となっております。

◆子ども・子育て支援新制度における施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

認 定 区 分	給付の内容 (保育必要量)	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
1号認定(満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のもの</u>)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定(満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定(満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

◎認定証の認定区分について

お子さんの満年齢で、上記のとおり2号若しくは3号の認定をします。なお、3号認定の方は、認定証の有効期間がお子さんが満3歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までとなっております。2号認定へ変更になる場合は、認定証を満3歳に達する日の前に交付いたします。

◎認定証の保育必要量について

保育必要量は、「保育短時間（午前8時30分から午後4時30分までの保育）」と「保育標準時間（午前8時30分から午後4時30分までの保育時間を超える場合）」があり、申請書に記載された「保育を希望する時間」に基づき、保育必要量を認定します。

◎認定証の「保育短時間」と「保育標準時間」の利用者負担額の違いについて

「保育短時間」と「保育標準時間」では、月額保育料に違いが生じます。同一人における料金の違いは保育標準時間に比べ保育短時間認定の方が約1.7%減額となります。また、時間外保育使用料（保育短時間認定の方が午前8時30分から午後4時30分までの保育時間を超える場合）については、保育標準時間内であれば、保育標準時間認定の方は追加料金がかかりませんが、保育短時間認定の方は、保育短時間部分を超えた時間に応じ追加料金（時間外保育使用料）がかかります。保育短時間認定の方に対する追加料金は利用日数及び利用時間次第では、保育標準時間の月額保育料を超える場合もあります。